

## 借入(リース) 物件仕様書(自動車)

## 1 車種等

車種	自家用 軽貨物自動車 (電気自動車)
ミッション	A T
台数	1台
燃料	電気
乗用定員	4人
ドア数	5枚
車体カラー	スターリングシルバーメタリック、又は契約業者との打ち合わせにより決定
指定文字等	なし
装備品 (別紙可)	パワーステアリング、前後席パワーウインドウ、電動格納式リモコンドアミラー、熱線リアウインドウ、前倒式リアシート、リアワイパー、サイドバイザー、キーレスエントリー、エアコン、AM・FMラジオ、カーナビゲーション (バックモニター有)、ETC車載器、フロアマット、標準工具、タイヤチェーン、消火器エアバッグ (運転席・助手席)、ABS、ドライブレコーダー (前後カメラタイプ)
特別装備	拡声装置一式 (取付納車、スピーカーはエンジンルーム内とする。) 車体内蔵可能小型スピーカー、フラッシュメモリメディア再生機能付車載用アンプ (オートリバーズ対応、マイク付属、12V仕様・10W以上)
例示車種	メーカー、車名、グレード
	三菱 ミニキャブEV CD 20.0kWh 4シーター
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 ・ 非該当または不適合でも可 (どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 2,000 km
	ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="checkbox"/> 複数人 (どちらかに○)
	九都県市指定低公害車 : 適合

2	物品納入期限	令和7年4月1日
3	借入期間(本年度分)	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4	借入月数(本年度分)	12か月
5	予定借入期間 及び最終日	5年間 令和12年3月31日
6	物品保管場所	所在地 横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号 名 称 横浜市泉区福祉保健課 T E L 045-800-2401

## 7 付帯事項

### (1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

### (2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等  
が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

### (3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

### (4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開  
始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終  
日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

### (5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

### (6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害  
賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負  
担により賃借人が手続を行うものとする。

### (7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

### (8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

### (9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

### (10) 一般社団法人次世代自動車振興センターから電気自動車に係る補助を受けることとし、本補助を受 ける場合には賃貸人が申請を行うこととする。

ただし、本補助が廃止された場合又は金額等の変更がされた場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増  
減額分の取扱いについて協議の上決定する。

## 8 発注局課

所在地 横浜市和泉中央北五丁目1番1号

担当者 泉区福祉保健課

T E L : 045-800-2401

F A X : 045-800-2516